

海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、地域住宅計画に基づき、木造住宅の耐震改修計画書作成及び耐震改修工事等に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和58年規則第12号。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般診断 1級建築士、2級建築士又は木造建築士で神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等と市長が認める講習会を修了した者が「木造住宅の耐震診断と補強方法(国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行)」に基づく一般診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断で、市の補助事業により行うものをいう。
- (2) 耐震改修工事 一般診断による上部構造の総合評点が1.0未満の木造住宅を改修し、上部構造の総合評点を1.0以上とする工事で、市の補助事業により行うものをいう。
- (3) 耐震改修計画書 耐震改修工事を実施するために、原則として一般診断を行った建築士が作成する計画書で、市の補助事業により作成するものをいう。
- (4) 現場立会い 耐震改修計画書を作成した建築士が行う、耐震改修工事の施工に関する工事監理業務及び報告書の作成をいう。
- (5) 耐震改修工事等 耐震改修工事及び当該工事に伴う現場立会いをいう。
- (6) 地域住宅計画 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第6条第1項に規定す

る地域住宅計画

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅に対する耐震改修計画書の作成及び耐震改修工事等とする。

- (1) 市内に住所を有する者が自ら所有し、現に居住するもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築工事に着手した一戸建住宅、二世帯住宅又は併用住宅であるもの。ただし、建築確認を受け昭和56年6月1日以後に増改築工事に着手した部分の延べ面積が、既存部分の2分の1未満のものは対象とする。
- (3) 2階建て以下であるもの
- (4) 在来工法によるもの
- (5) 原則として、一般診断の結果、上部構造の総合評点が1.0未満のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者が行う場合
- (2) この要綱により既に補助金の交付を受けている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助の対象とすることを特に不適当と認めた場合

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 耐震改修計画書を作成した場合は、耐震改修計画書の作成に要する経費（以下「耐震改修計画書作成費」という。）の2分の1の額とし、5万円を限度とする。
- (2) 耐震改修工事等を行った場合は、次に掲げる額の合計額とする。
 - ア 耐震改修工事に要する経費（以下「耐震改修工事費」という。）の2分の1の額とし、90万円を限度とする額
 - イ 現場立会いに要する経費（以下「現場立会い費」という。）の2分の1

の額とし、3万円を限度とする額

ウ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得
税額の特別控除の額

2 前項第2号の補助金の交付に当たっては、あらかじめ同号ウの額を差し引
いて、同号ア及びイの額を交付するものとする。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるとき
は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 耐震改修計画書作成費に係る補助金の交付を受けようとする者は、耐
震改修計画書作成の前に、海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交
付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなけれ
ばならない。

(1) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産(家屋)
評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類

(2) 耐震改修計画書作成費の見積書の写し

(3) 市税納付状況調査同意書(第2号様式)又は市税に未納がないことを
証する書類

(4) 診断士が建築士であることを証する書類

(5) 診断士が神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同様と市長が認
める講習会を終了したことを証する書類

(6) その他市長が必要とする書類

2 耐震改修工事等に係る補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事
等に着手する前に、海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書(第
3号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産(家屋)
評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類

(2) 耐震改修工事費及び現場立会い費の見積書の写し

(3) 市税納付状況調査同意書（第2号様式）又は市税に未納がないことを証する書類

(4) 現況の写真

(5) その他市長が必要とする書類

3 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書類を省略することができる。

(1) 海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けた場合で、当該補助金に係る交付申請により前各項第1号、第1項第5号又は第1項第6号に掲げる書類（同号において「提出書類」という。）を提出したとき（当該提出書類の内容に変更がない場合に限る。）。当該提出書類

(2) 市長が特に必要ないと認めた書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付決定通知書（第4号様式）又は海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の変更又は取下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付（変更・取下げ）申請書（第6号様式）又は海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付（変更・取下げ）申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更通知等）

第8条 市長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消を行った場合には、

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付決定（変更・取消）通知書（第8号様式）又は海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定（変更・取消）通知書（第9号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（中間検査）

第9条 耐震改修工事等に係る補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る工事が、補強に係る金物及び筋交い等の施工後、視認可能な時点に達したときは、中間検査を受けなければならない。この場合において、当該検査は施工現場に市の職員が立ち会って行うものとする。

（報告及び指示）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、市長の指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 耐震改修計画書作成費に係る補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の通知を受理した日から60日以内又は交付申請年度の2月末日のいずれか早い日までに、海老名市木造住宅耐震改修計画書作成実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 耐震改修計画概要書（第11号様式）
- （2） 耐震改修工事図面
- （3） 改修計画に基づく改修後を想定した一般診断の結果報告書
- （4） 耐震改修計画作成費の領収書の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 耐震改修工事等に係る補助金の交付決定を受けた者は、交付申請年度の2月末日までに当該申請に係る工事を完了し、海老名市木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書（第12号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 耐震改修工事費内訳書

- (2) 耐震改修工事費及び現場立会い費の領収書又は請求書の写し
- (3) 耐震改修工事の各工程の写真
- (4) 現場立会い報告書（第13号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の確定通知）

第12条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による実績報告書を受理し、補助金額の確定を行った場合は、当該申請者に対し、速やかに海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金確定通知書（第14号様式）又は海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金確定通知書（第15号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた者は、速やかに海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付請求書（第16号様式）又は海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（証明書の発行）

第14条 市長は、この要綱に基づき市の補助金を受けて耐震改修工事等を行った者に対して、当該工事内容を審査した上で、次に掲げる証明書を発行するものとする。

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第2項の規定に基づく住宅耐震改修証明書
- (2) 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項の規定に基づく証明書

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

《平成18年5月1日・制定》

《平成18年8月18日・一部改正》

《平成21年4月1日・一部改正》

《平成26年4月1日・一部改正》

第1号様式 (第5条関係)

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 (印)
電話番号

海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

建物概要	所在地	海老名市					
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> () 併用住宅					
	階数	階建					
	面積	1階	m ²	2階	m ²	延べ面積	m ²
	建築年度	昭和 年 月頃着工					
	一般診断結果	上部構造の総合評点 点					
耐震改修計画書 作成者	氏名		講習会受講番号				
	所属事務所等名						
	電話番号						
交付申請額	円						
添付書類	<p>(1) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産(家屋)評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類</p> <p>(2) 耐震改修計画書作成費の見積書の写し</p> <p>(3) 市税納付状況調査同意書(第2号様式)又は市税に未納がないことを証する書類</p> <p>(4) 診断士が建築士であることを証する書類</p> <p>(5) 診断士が神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等と市長が認める講習会を終了したことを証する書類</p> <p>(6) その他 ()</p>						
備考	<p>※ 暴力団員でないことを確認するため、本申請に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。</p>						

市税納付状況調査同意書

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名

印

海老名市木造住宅（耐震改修計画書作成・耐震改修工事等）補助金交付申請に当たり、私に係る海老名市市税の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 市県民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 軽自動車税

第4号様式（第6条関係）

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付決定通知書

海老名市指令第 号
年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金については、次のとおり決定したので、海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

交付決定金額 円

対象建築物	所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> （ ）併用住宅
	階数	階建

交付条件等

- (1) この補助の対象は、年 月 日付け海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、速やかに海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付（変更・取下げ）申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- (3) 補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付を取り消すことがある。
- (4) この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知書を受理した日から20日以内に申請を取り下げることができる。
- (5) この通知書を受理後60日以内又は交付申請年度の2月末日のいずれか早い日までに、海老名市木造住宅耐震改修計画書作成実績報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、報告書等が適当と認められない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。
- (6) 補助金確定通知後、速やかに海老名市木造住宅耐震計画書作成費補助金交付請求書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。
- (7) その他海老名市補助金等の交付に関する規則及び海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱の定めに従うこと。

第5号様式 (第6条関係)

海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定通知書

海老名市指令第 号
年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金については、次のとおり決定したので、海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

交付決定金額	耐震改修工事費	円
	現場立会い費	円
	合計	円
対象建築物	所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> () 併用住宅
	階数	階建

交付条件等

- (1) この補助の対象は、年 月 日付け海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、速やかに海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付(変更・取下げ)申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- (3) 耐震改修工事等が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は当該工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付を取り消すことがある。
- (5) この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知書を受理した日から20日以内に申請を取り下げることができる。
- (6) 交付申請年度の2月末日までに、海老名市木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、報告書等が適当と認められない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。
- (7) 補助金確定通知後、速やかに海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。
- (8) その他海老名市補助金等の交付に関する規則及び海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱の定めに従うこと。

第6号様式 (第7条関係)

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付 (変更・取下げ) 申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第7条の規定により、年 月 日付けで交付決定のあった耐震改修計画書作成費について、(変更・取下げ) の申請をします。

建 物 概 要	所在地	海老名市				
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> () 併用住宅				
	階数	階建				
耐震改修計画書作成費		変更前	円	交付申請額	変更前	円
		変更後	円		変更後	円
変更の内容・理由 又は 取下げの理由						
処 理 欄						

第7号様式 (第7条関係)

海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付 (変更・取下げ) 申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第7条の規定により、年 月 日付
けで交付決定のあった耐震改修工事等について、(変更・取下げ) の申請をします。

建築物の所在地	海老名市				
用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> () 併用住宅				
階数	階建				
耐震改修工事費	変更前	円	交付申請額	変更前	円
	変更後	円		変更後	円
現場立会い費	変更前	円	交付申請額	変更前	円
	変更後	円		変更後	円
			合計	変更前	円
				変更後	円
変更の内容・理由 又は 取下げの理由					
処理欄					

第 8 号様式（第 8 条関係）

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付決定（変更・取消）通知書

海老名市指令第 号
年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで交付決定した耐震改修計画書作成費補助金交付に係る決定を（次のとおり変更する・取り消す）ので、海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

交付決定変更金額	円	
対象建築物	所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> （ ）併用住宅
	階数	階建
備考		

第9号様式（第8条関係）

海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定（変更・取消）通知書

海老名市指令第 号

年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで交付決定した耐震改修工事等補助金交付に係る決定を（次のとおり変更する・取り消す）ので、海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付決定 変更金額	耐震改修工事費	円
	現場立会い費	円
	合 計	円
対象建築物	所在地	海老名市
	用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> （ ）併用住宅
	階 数	階建

備考

第 10 号様式 (第 11 条関係)

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成実績報告書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

申請者 氏名

印

電話番号

海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第 11 条の規定により、海老名市木造住宅耐震改修計画書を作成したので関係書類を添えて報告します。

建築物の所在地	海老名市		
耐震改修計画書 作成日	年 月 日		
一般診断 総合評点	改修前		
	改修後		
耐震改修計画書 作成者	氏 名		講習会受講番号
	所属事務所等名		
	電 話 番 号		
耐震改修計画書 作成費実績額	円		
改修工事費 概算見積金額	円		
添付書類(1) 耐震改修計画概要書 (第 11 号様式) (2) 耐震改修工事図面 (3) 改修計画に基づく改修後を想定した一般診断の結果報告書 (4) 耐震改修計画作成費の領収書の写し (5) その他 ()			
処理欄			

第11号様式 (第11条関係)

耐震改修計画概要書

計画書作成者	⑩	
部位	現況	改修後
屋根の仕様		
壁の仕様		
基礎の形状		
床の仕様		
接合部の仕様		
劣化度		

上部構造

2階	現況の上部構造評点	改修内容	改修後の上部構造評点
X方向			
Y方向			
1階	現況の上部構造評点	改修内容	改修後の上部構造評点
X方向			
Y方向			

上部構造評点

改修後の上部構造の最小値	・倒壊しない	1.5 以上
	・一応倒壊しない	1.0 以上～1.5 未満
	・倒壊する可能性がある	0.7 以上～1.0 未満
	・倒壊する可能性が高い	0.7 未満

第 12 号様式 (第 11 条関係)

海老名市木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、耐震改修工事等が完了したので、次のとおり報告します。

建築物の所在地	海老名市	
工事完了日	年 月 日	
耐震改修工事等 実績額	耐震改修工事費	円
	現場立会い費	円
	合 計	円
添付書類 (1) 耐震改修工事費内訳書 (2) 耐震改修工事費及び現場立会い費の領収書又は請求書の写し (3) 耐震改修工事の各工程の写真 (4) 現場立会い報告書 (第 13 号様式) (5) その他 ()		
備考		

第13号様式 (第11条関係)

現場立会い報告書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
現場立会い者 氏名
電話番号
講習会受講番号

印

木造住宅耐震改修工事の現場立会い結果を次のとおり報告します。

工 事 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

現場立会い内容

第 14 号様式 (第 12 条関係)

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金確定通知書

海都計発 号

年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付け海老名市指令第 号で交付決定通知した 年度海
老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金については、年 月 日に受
理した海老名市木造住宅耐震改修計画書作成実績報告書に基づき交付すべき補助金の額
を確定したので、海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第 12 条の規定により
通知します。

確 定 額

円

海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金確定通知書

海都計発 号
年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付け海老名市指令第 号で交付決定通知した 年度海
老名市木造住宅耐震改修工事等補助金については、年 月 日に受理した
海老名市木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定
したので、海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第 12 条の規定により通知し
ます。

確 定 額	耐震改修工事費	円
	現場立会い費	円
	合 計	円

第16号様式 (第13条関係)

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付請求書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

申請者 氏名

印

電話番号

海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第13条の規定により、年 月 日付け
で確定通知のあった耐震改修計画書作成費補助金を次のとおり請求します。

交付請求額

円

振込先

第17号様式 (第13条関係)

海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

申請者 氏名

印

電話番号

海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第13条の規定により、年 月 日付け
で確定通知のあった耐震改修工事等補助金を次のとおり請求します。

交付請求額	耐震改修工事費	円
	現場立会い費	円
	合計	円

振込先